

三田市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年10月1日

三田市水道事業 三田市長 田 村 克 也

三田市水道事業管理規程第2号

三田市水道事業会計規程の一部を改正する規程

三田市水道事業会計規程（昭和43年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（企業出納員への委任） 第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第13条第2項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務の一部を企業出納員に委任する範囲は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 支払いのため<u>小切手を振り出すこと</u>。 (3)～(5) 省略 （隔地払） 第25条 企業出納員は、<u>隔地の債権者に支払をする必要があるときは、出納取扱金融機関に為替の方法によつて送金させることができる。この場合においては、債権者の指定する金融機関を支払場所としなければならない。</u> 2 前項の規定により<u>出納取扱金融機関に送金させるときは、「隔地払」の表示をした小切手を作成するとともに、隔地送金請求書を作成し、小切手受領書と引換えに出納取扱金融機関に交付するとともに、債権者に対して送金通知書を送付しなければならない。</u> （口座振替による支出手続） 第27条 企業出納員は、口座振替の方法による支出をしようとする場合は、<u>口座振替通知書を債権者に送付するとともに、「口座振替」の表示をした小切手及び口座振替請求書を作成し、小切手受領書と引換えに出納取扱金融機関に交付しなければならない。</u> （小切手の振出し） 第28条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払い準備資金口座の範囲内で<u>小切手を振り出さなければならない。</u> 2 <u>小切手の振出年月日の記載、押印及び切離しは、当該小切手を受取人に交付するときに行なければならない。</u> 3 企業出納員は、<u>小切手を振り出したときは、1日分をまとめて小切手振出済通知書を作成し、出納取扱金融機関に送付しなければならない。</u>	（企業出納員への委任） 第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第13条第2項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務の一部を企業出納員に委任する範囲は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 支払いのため<u>払戻請求書を作成すること</u>。 (3)～(5) 省略 （隔地払） 第25条 企業出納員は、<u>運輸交通の不便な地方の債権者の請求により、その住所又は居所に安全かつ確実な方法により、現金を直接送付することができる。</u> 2 前項の規定により<u>送金する場合は、債権者に対して送金通知書を送付しなければならない。</u> （口座振替による支出手続） 第27条 企業出納員は、口座振替の方法による支出をしようとする場合は、<u>払戻請求書及び口座振込依頼書を作成し、出納取扱金融機関に交付しなければならない。ただし、電子機器を使用して口座振込依頼書の内容を送信するときは、当該依頼書の交付を要しないものとする。</u> （払戻請求書の作成） 第28条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で<u>払戻請求書を作成しなければならない。</u> 2 企業出納員は、<u>払戻請求書を出納取扱金融機関に提出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、支払金額その他必要な事項を通知しなければならない</u>

(使用小切手)

第29条 企業出納員が振り出す小切手は、持参人払式の小切手とする。ただし、受取人の申出による場合又は受取人が官公署若しくは資金前渡を受けるものである場合は、この限りでない。

(記載事項の訂正)

第30条 小切手の券面金額は、訂正してはならない。

2 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に二線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して、小切手の振出しに使用する印を押さなければならない。

(書損小切手の取扱い)

第31条 書損等による小切手を廃棄するには、当該小切手に斜線を朱書したうえ廃棄と記載し、そのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手の支払済報告)

第32条 出納取扱金融機関は、企業出納員の振り出した小切手により支払を行ったものについて1月分をとりまとめ、支払済通知書により翌月3日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手帳の保管)

第33条 小切手帳の保管は、企業出納員が行う。

(領収書の徴収)

第35条 企業出納員は、現金による支払若しくは小切手の振出しをしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書を受け取らなければならない。

2 省略

(支払小切手の時効)

第36条 企業出納員は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

(隔地払期間の徒過)

第37条 企業出納員は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から1年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかつた旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに当該金融機関から当該資金を納付させな

い。

第29条 削除

(記載事項の訂正)

第30条 払戻請求書の金額は、訂正してはならない。

2 払戻請求書の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に二線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して、払戻請求書に使用する印を押さなければならない。

第31条から第33条まで 削除

(領収書の徴収)

第35条 企業出納員は、現金による支払をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書を受け取らなければならない。

2 省略

第36条及び第37条 削除

ればならない。

2 第17条の規定は、前項の場合に準用する。

別表(第11条関係)

2 資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
省略				
流動資産				
	現金・預金			
		現金		現金、当座預金、支払期限の到来した 公社債の利札、 <u>小切手</u> 等
省略				

別表(第11条関係)

2 資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
省略				
流動資産				
	現金・預金			
		現金		現金、当座預金、支払期限の到来した 公社債の利札等
省略				

付 則

この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。